

福岡県 Ruby・コンテンツ産業振興センター入居者募集要領

平成24年9月12日
(財)福岡県産業・科学技術振興財団

1 センターの目的

Ruby ビジネスやデジタルコンテンツビジネス等に積極的に取り組もうとする Ruby・コンテンツ関連企業等の皆様に対して、オフィスを貸し出すことにより、事業展開を支援します。

2 センターへの入居にあたって

(1)センターの概要

所在地 福岡県福岡市博多区博多東1丁目17-1
福岡県福岡東総合庁舎 4階及び5階
構造 鉄骨鉄筋コンクリート造地下1階地上5階建て
延床面積 1,926㎡(583坪)
管理運営団体 (財)福岡県産業・科学技術振興財団(以下「財団」という。)

(2)入居募集居室(レンタルオフィス)と賃料

名称	広さ	月額賃料	敷金	入居可能時期
オフィス6	43.66㎡	¥98,679	¥281,940	即時

(3)賃料

- ・1㎡あたり2,100円
賃料に含まれるもの：共益費、水道代、消費税
 - ・敷金3カ月
 - ・電気代は別途実費負担となります。
- ※尚、来年度賃料の見直しを行う場合がございます。

(4)入居期間

入居期間は、当初3年以内とし、以後、3年以内の再契約となり、通算して最長原則として10年間です。なお、再契約に当たっては審査を行います。

(5)通信設備

- ・QT Net または NTT 光回線対応
 - ・NTT 電話回線引き込み可能
- ※申込み及び契約手続きは入居者個々で行って頂きます。

(6)共用部

- ・会議室1～4（6～12名収容・無料）
- ・リフレッシュコーナー（自動販売機有）
- ・エレベーター2基
- ・トイレ（ウォシュレット完備）
- ・給湯室（各階共用）
- ・喫煙所（屋外）

(7)駐車場

無し

3 入居者募集について

(1)募集期間

平成24年9月12日(水) 9:00 ~ 9月26日(水) 17:00

(2)対象者

以下の法人あるいは個人で賃料支払いの可能な方とします。

- ① Ruby またはデジタルコンテンツ関連の中小・ベンチャー企業（個人を含む）
- ② Ruby またはデジタルコンテンツに関するビジネス等の支援機関
- ③ その他

Ruby またはデジタルコンテンツ産業の振興に資する企業で、Ruby またはデジタルコンテンツ分野の先進技術等を保有し、かつ優良経営企業

ア 他の企業誘致の誘因となる企業

イ 県内大学や研究機関と連携した研究開発や製品開発を行う企業

ウ Ruby 若しくはデジタルコンテンツ産業において福岡県の評価を高める効果のある企業

エ その他、Ruby またはデジタルコンテンツ関連産業の振興に資する企業

(3)必要書類

①法人の場合

ア 入居申込書（様式1）

イ 企業等概要（様式2）、事業計画書（様式3）

ウ 商業登記簿謄本及び定款

エ 確定申告書及び決算書類（原則として直近3期分）

オ 会社案内、事業パンフレット、技術・製品説明資料（カタログ）等の参考書類

②個人の場合

ア 入居申込書（様式1）

イ 企業等概要（様式2）、事業計画書（様式3）

ウ 住民票

エ 確定申告書又は納税証明書

オ その他、今までの実績や事業計画が明記された書類

(4)申込方法

持参または郵送により、下記の「4 お問い合わせ及びお申し込み先」までお申し込みください。郵送の場合は、簡易書留でお願いします。普通郵便での不着の場合、財団では一切責任を負いません。

(5)入居の決定

①審査

財団職員、福岡県職員で構成する入居審査会の審査（書面審査等）により、入居の可否を決定します。書類審査にあたり、ヒアリングを行う場合もございます。

②入居居室の調整

入居決定に際し、申し込まれた居室が重複した場合は、調整の上、居室を決定させていただきます。

③決定通知

入居の可否については、後日文書により通知します。

<入居基準>

【必須条件】

- 1 福岡県 Ruby・コンテンツビジネス振興会議の会員であること
- 2 福岡県の Ruby・コンテンツ産業事業の目的を理解し、福岡県及び財団が実施する事業に協力する意思があること
- 3 センターを利用した事業計画が明確であること
- 4 県税の滞納がないこと
- 5 賃料の支払い能力があること
- 6 福岡県暴力団排除条例に定める暴力団との関係が無いこと

【推奨される条件】

- 1 福岡県内の IT またはデジタルコンテンツのコミュニティ活動に貢献していること。または貢献する意思があること
- 2 オフィスを日常的に利用すること
- 3 1年以上の入居を希望すること

(6)賃貸借契約の締結と解約

ア センターへの入居にあたっては、定期建物賃貸借契約を締結します。契約期間は3年以内とします。ただし、入居者の事業の状況等を勘案して妥当と判断した場合、3年を超えて新たに3年以内の再契約することができます。

イ 再契約は通算して原則最長10年を限度とします。施設退去時には、入居者の負担により原状回復をしていただきます。

ウ 契約期間内であっても、下記事項に該当する場合は、途中で退去していただく場合があります。

- ・賃料支払いに滞納が生じた場合
- ・他の入居者や施設利用者に損害・迷惑を与えた場合
- ・その他法令等を遵守しない場合

(7)入居後の協力

- ・入居期間中、申込時の事業計画書の進捗把握を目的として、調査を実施いたします。
- ・定期的な施設の消防訓練等に参加していただきます。
- ・その他、公的な調査、アンケート等の協力をお願いします。

4 お問い合わせ及びお申し込み先

福岡県 Ruby・コンテンツ産業振興センター 施設管理係

〒812-0013

福岡県福岡市博多区博多駅東1丁目17-1

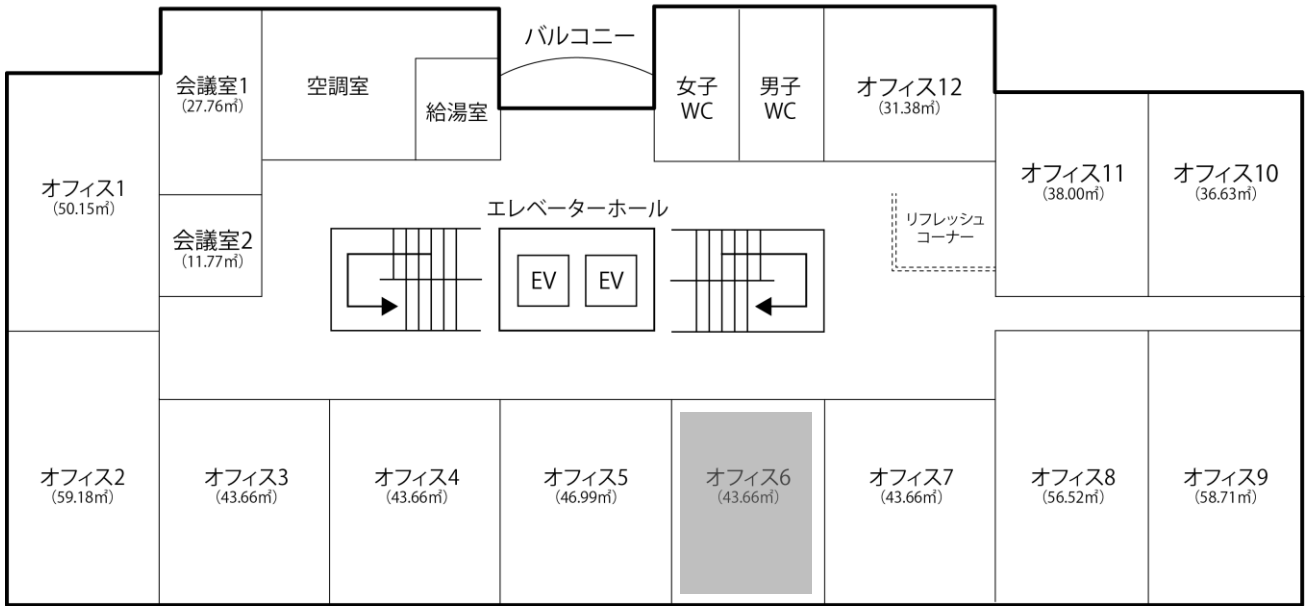
福岡東総合庁舎4・5階

電話 092-477-6431

Mail : frac@ist.or.jp

※受付時間 平日9:00～17:00

(4階)



(5階)

